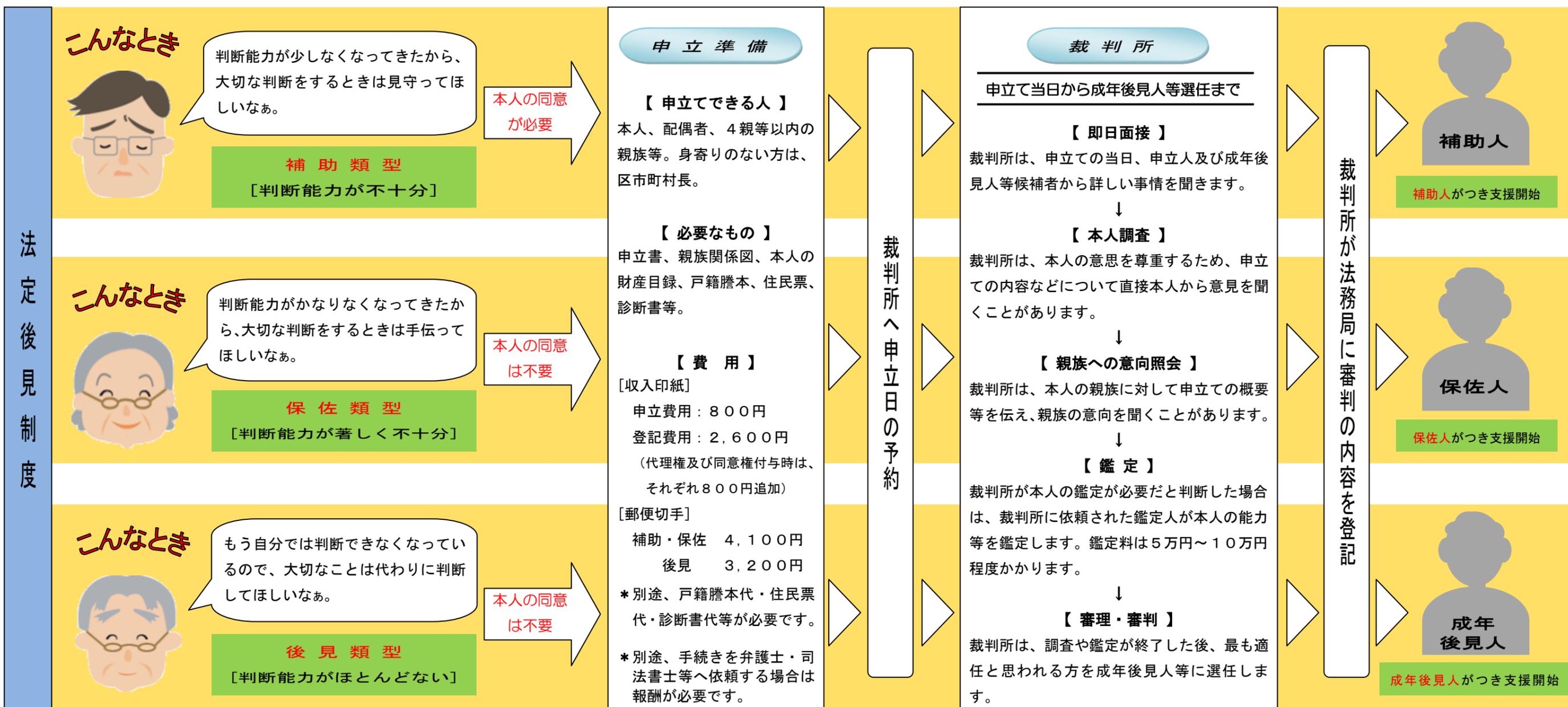
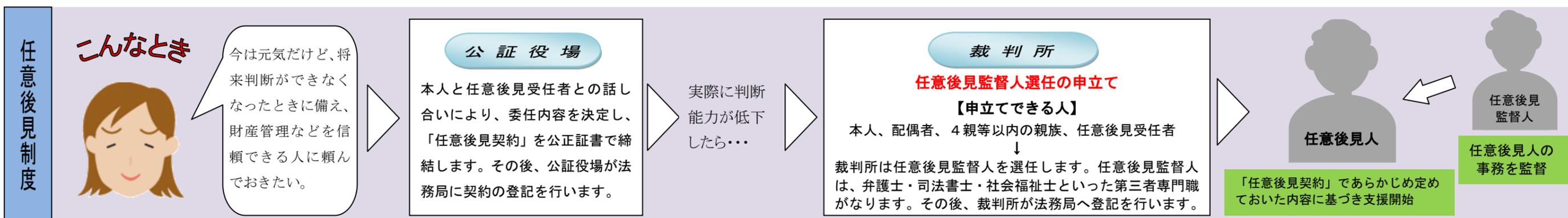


成年後見制度利用までの流れ



*法定後見においては、成年後見人等が事務を適切に行っているか、裁判所が成年後見人等の監督を行います。ただし、事案により裁判所が弁護士・司法書士等の専門職を成年後見等監督人に選任し、監督を行わせる場合もあります。



成年後見人等の報酬について

成年後見人等が報酬を受け取るためには、裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てが必要です。裁判所は、本人の資力や成年後見人等の事務内容などを総合的に考慮し、本人の財産の中から成年後見人等に支払うのに妥当な金額を決定します。したがって、報酬額の基準が法律で決まっているわけではありません。

東京家庭裁判所立川支部（申立日の予約）

【電話】042-845-0324、0325（後見係直通）
【住所】東京都立川市緑町10番地の4 【交通機関】高松駅（多摩都市モノレール）より徒歩5分